

# 会 則



GOLF5 COUNTRY  
OAK VILLAGE

株式会社アルペン  
株式会社エム・アイ・ゴルフ

## 第一章 総 則

### 第1条 (名称)

本クラブは、ゴルフ5 カントリーオークビレッジ（以下、本クラブという）と称する。

### 第2条 (目的)

本クラブは、株式会社アルペン（以下、会社という）が所有、経営し、株式会社エム・アイ・ゴルフが運営する千葉県市原市国本767番地所在のゴルフ場及びその付帯施設（以下、施設という）を利用して、ゴルフの普及、技術の向上に努めクラブライフを実現することにより、会員及び関係者相互間の親睦を図ることを目的とする。

### 第3条 (事務所)

本クラブの事務所は、クラブハウス内に設置する。

### 第4条 (会員の種類)

本クラブの会員は、正会員(SJ・SP)、平日会員(WJ・WP)、特別AP会員とする。

#### ① 正会員 (法人)

正会員は、以下のいずれかに属し、会社の定める手続きに従って入会申し込みを行い、会社の承認を得て決定する。

法人会員は、その役職者（役員及び管理職）1名を登録者とすることができる。登録者は、記名会員とする。

イ、民事再生手続き開始決定時（平成15年3月17日）にその旨登録のある会員で、譲渡資格を持たない者。

ロ、民事再生手続き開始決定時（平成15年3月17日）にその旨登録のある会員で、かつ預託金150万円を納めた者。

ハ、別途定める新規募集会員で、入会金及び預託金を納めた者。

ニ、上記ロ、ハより会員権を譲受し、会社の定める手続きに基づき会員となった者。

#### ② 平日会員 (法人)

平日会員は、下記のいずれかに属し、会社の定める手続きに従って入会申し込みを行い、会社の承認を得て決定する。

法人会員は、その役職者（役員及び管理職）1名を登録者とすることができる。登録者は、記名会員とする。

イ、民事再生手続き開始決定時（平成15年3月17日）にその旨登録のある会員で、譲渡資格を持たない者。

ロ、民事再生手続き開始決定時（平成15年3月17日）にその旨登録のある会員で、かつ預託金75万円を納めた者。

ハ、別途定める新規募集会員で、入会金及び預託金を納めた者。

ニ、上記ロ、ハより会員権を譲受し、会社の定める手続きに基づき会員となった者。

#### ③ 特別AP (アルペン) 会員

特別AP会員は、会社または本クラブの創立、経営及び運営等に功績のあった者で、会社の承認を得て決定する。

### 第5条 (会員の権利)

(1)正会員は、会社が定める休業日を除くすべての営業日に、平日会員は、会社が定める日ならびに、土曜、日曜、祝祭日を除くすべての営業日に本クラブの施設を利用することが出来る。但し、本クラブが、運営上必要と認めた場合には、臨時休業日を指定し、または会員の利用を制限できるものとする。

(2)会員は、前項の施設利用権ほか、以下の権利を有する。

①本クラブ主催の諸行事に参加すること。

②公式ハンディキャップの査定を受けること。

③本クラブの刊行する機関紙及びその他資料をホームページ上で閲覧し、希望者は配布を受けることができる。

④会社の関係及び提携する他のゴルフクラブの利用について紹介を受けること。但し、

- 会社との関係・提携が解消された場合は、この限りではない。
- ⑤ゲストを同伴及び紹介すること。

#### 第6条（会員の義務）

会員は以下の義務を負う。

- ①会社が定める年会費及び諸利用料金を延滞なく支払うこと。
- ②本会則、その他本クラブ諸規約及び別に定める利用約款を遵守すること。
- ③会社が決議した事項を遵守すること。
- ④会員名簿を他に貸与したり、他人に自己の名称を詐称させたりしないこと。
- ⑤本クラブ及び会社の名誉を毀損し、または秩序を乱すなど、本クラブ及び、会社の不利益となる行為をしないこと。

#### 第7条（預託金）

預託金は、以下の定めに従う。

- ①預託金は、据置期間がないものとする。なお預託金は、会社に預託されている期間の如何にかかわらず、一切の配当・利息を付さない。
- ②会員は、会社に対し、書面にて、退会の意思表示をし、預託金の返還請求をした場合、会社の承認を得て会社に於いて返還するものとする。
- ③天災事変もしくは経済の激変その他会社の責に基づかない事由が発生した場合、預託金の返還は、その事由が止んだ時から5年間据置くことができるものとする。この場合、会社は会員に対して、預託金を据置く理由と期間を通知しなければならない。
- ④会社と会員との契約が、除名その他会員の責に基づく事由で会社によって解除された場合、会社は会員に対し解除をその旨通知し、予め届けられた預託金口座に預託金を返還するものとする。
- ⑤会員は、預託金の返還請求権を他に譲渡、質入等担保権の設定など一切の処分をしてはならない。
- ⑥預託金を返還する場合、会社が当該会員に対する債権を有するときはこれに先立ってこれを対当額で相殺し、会社は残額を支払い、同時に会員は退会する。

#### 第8条（会員資格の喪失）

- ①会員資格の譲渡、退会その他会員契約の解除、除名、個人会員の死亡破産した場合会員資格を喪失する。但し、この場合にも、いずれも預託金は、第7条の各項に基づき返還する。
- ②会員たる法人が、合併により吸収されることなく、解散した場合、会員契約は終了する。但し、この場合にも、預託金は、第7条各項に基づき返還する。
- ③会員が前項、前々項の規定により会員資格を喪失されたときは、登録者は当然にその資格を喪失する。

#### 第9条（会員資格の停止・奪回の勧告・除名）

- (1)会員に次のいずれかに該当する事由が生じたときは、会社は会員に通知のうえ、その会員の資格を一定期間停止、退会、もしくは除名することができる。
- ①本クラブの名誉及び信用を傷付け、または秩序を乱したとき。
  - ②本会則・約款・規則に違反したとき、その他相当の事由があるとき。
  - ③施設を故意に破損したとき。
  - ④第三者をして会員または、登録者の名義を詐称したとき。
  - ⑤公の秩序、若しくは善良な風俗に反する行為をなす恐れがある者及び集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある者を紹介により入場させたとき。
  - ⑥他の所属クラブにおいて処分を受けたとき。
  - ⑦刑の執行を受けたとき。
  - ⑧年会費、諸利用料金等の支払いを滞納したとき。
  - ⑨会社に対する提出書類等において虚偽の記載がされていたとき。
  - ⑩会社と係争関係にあるとき。
- (2)会員資格の停止を受けた会員（登録者を含む）は、その期間中、本クラブ

を会員料金で利用すること、会員権の譲渡、その他会員の権利を行使することができない。

#### 第10条（会員資格の譲渡・相続）

- ① 預託金を納入している会員は、あらかじめ会社の定める手続きにより、名義変更の承認申請を行うものとする。
- ② 預託金を納入している会員は、その会員資格を会社の承認を得て、会社所定の入会資格を満たすものに対し譲渡もしくは相続により承継させることができる。この場合には、譲渡人もしくは相続人は、会社の定める手続きを経て、名義書換料を支払うものとする。
- ③ 特別AP会員の資格は、譲渡、相続することはできない。

#### 第11条（会員資格の譲渡手続きの停止）

次の場合には、会社は会員資格の譲渡手続きを停止する。これに関しては、会員の異議申し立てができない。

- ① 年会費・諸料金・その他未納金がある場合。
- ② 会社が、その停止を決議した場合。

#### 第12条（法人会員の登録者の変更）

法人会員は同一法人内において、登録者を変更する場合は、会社の承認を得たうえ、会社の指定する期間内に所定の変更手続きを行うこと。

#### 第13条（年会費等）

会社は、年会費、入会金、預託金、名義変更料、登録者変更料、その他の費用を決定・増減することができる。

#### 第14条（委員会）

- ① 本クラブの運営を円滑に運ぶために、各種委員会を置くことができる。
- ② 委員は会社において選考の上委嘱し、すべて無報酬とする。
- ③ 委員会の組織と運営についての細則は別に定める。
- ④ 委員の任期は2年とする。

#### 第15条（規定なき事項の処理）

- ① 本会則に定めない事項及び業務運営上必要ある事項は、会社の承認を得て決定する。
- ② 削除

#### 第16条（会則の変更）

この会則の変更は前条と同様とする。

#### 第17条（会則の施行）

本会則は、平成16年4月1日より施行する。  
本会則は、令和7年1月1日より施行する。

株式会社アルペン

株式会社エム・アイ・ゴルフ

ゴルフ5カントリーオークビレッジ